

令和7年度

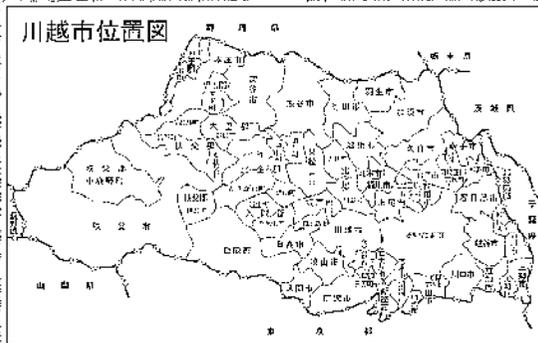
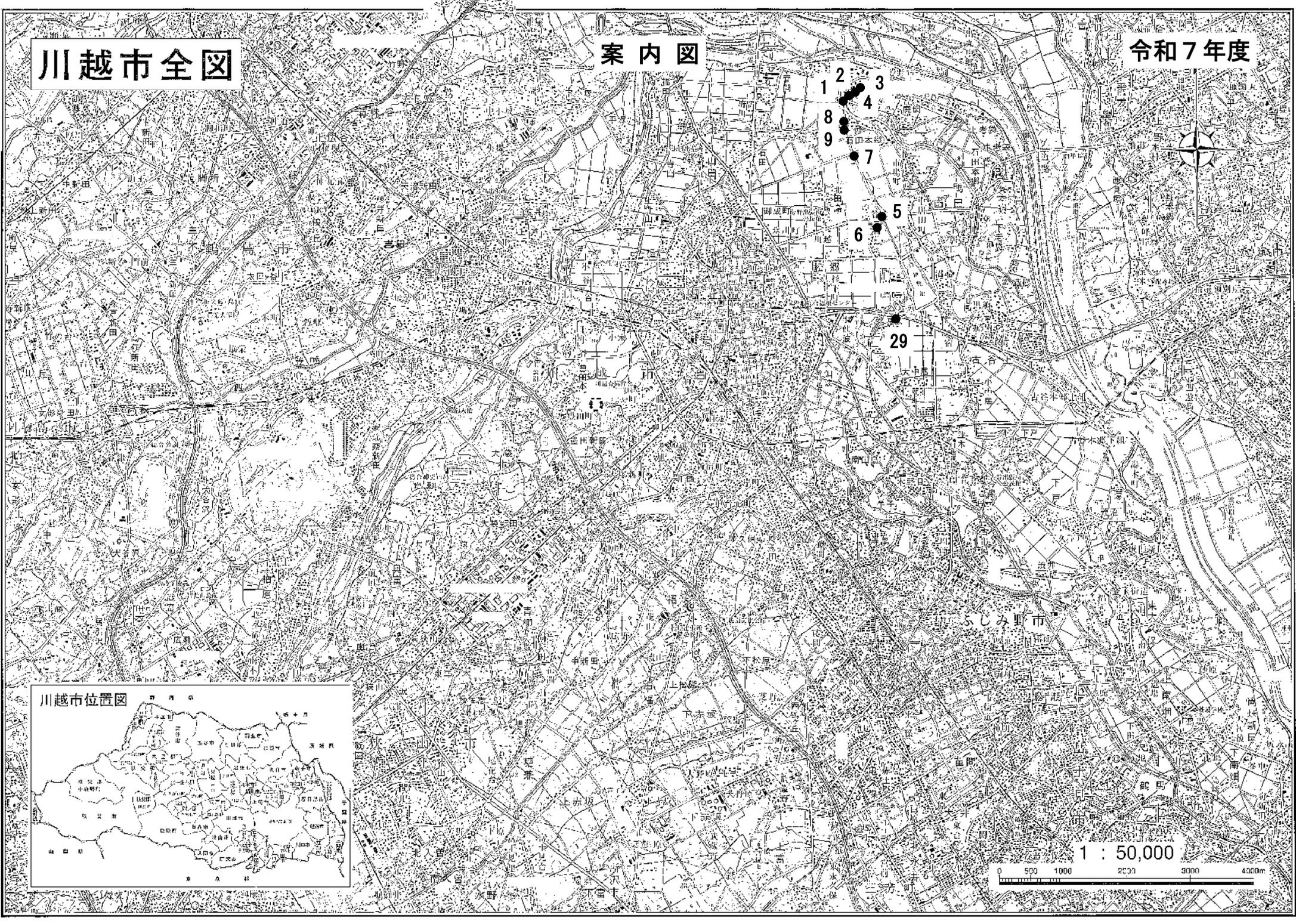
仕様書

| | |
|--------------|---|
| 委託名 | 弁室内清掃等業務委託 |
| 委託場所 | 川越市大字菅間地内ほか |
| 委託 大 要 | <p>委託大要</p> <p>清掃箇所10箇所</p> <p>人力清掃工 一式</p> <p>土砂処分工 一式</p> |

川越市全図

案内図

令和7年度





案内図

菅間緑地

大字菅間

芳野台2丁目

大字鹿飼

委託箇所

大字石田本郷

伊豆沼用水路

大字北田島

70m

案内図





委託業務内訳表

| 工 種 種 別 | 単 位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|------------|-----|-----|-----|-----|--------|
| 直接委託費 | | | | | |
| 人力清掃工 | 式 | 1.0 | | | 第1号代価表 |
| | | | | | |
| 土砂処分工 | 式 | 1.0 | | | 第3号代価表 |
| | | | | | |
| 水替工 | 式 | 1.0 | | | 第5号代価表 |
| | | | | | |
| 仮設工 | 式 | 1.0 | | | 第6号代価表 |
| | | | | | |
| 直接委託費 計 | | | | | |
| | | | | | |
| 共通仮設費 率計上分 | 式 | 1.0 | | | |
| | | | | | |
| 純作業費 | | | | | |
| | | | | | |
| 現場管理費 | 式 | 1.0 | | | |
| | | | | | |
| 作業原価 | | | | | |
| | | | | | |
| 一般管理費等 | 式 | 1.0 | | | |
| | | | | | |
| 作業価格 | | | | | |
| | | | | | |
| 消費税等相当額 | | | | | |
| | | | | | |
| 設計金額 | | | | | |

人力清掃工

1式代価表

第1号

| 種 別 | 形状寸法 | 単 位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-------|-------|----------------|-----|-----|-----|--------|
| 人力清掃工 | 深6m以下 | m ³ | 6.7 | | | 第2号代価表 |
| 計 | | | | | | |

人力清掃工

深さ6m以下 1m³代価表

第2号

| 種 別 | 形状寸法 | 単 位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|--------------|---------------|-----|-----|---------------------|-----|-----------------|
| 清掃技師 | | 人 | | | | |
| 清掃作業員 | | 人 | | | | |
| クレーン付トラック運転工 | 132kw 4t積 2t吊 | 日 | | | | 第7号代価表 |
| ダンプトラック運転工 | 135kw 4t | 時間 | | | | 第8号代価表 |
| 諸雑費 | | 式 | 1.0 | | | |
| 計 | | | | | | |
| | | | | 1m ³ 当たり | | 1日当たり ÷標準作業量 |

土砂処分工

1式 代 価 表

第3号

| 種 別 | 形状寸法 | 単 位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|------------|------|----------------|-----|-----|-----|--------|
| | | | | | | |
| ダンプトラック運搬工 | 4t | m ³ | 6.7 | | | 第4号代価表 |
| | | | | | | |
| 処分費 | 泥土 | m ³ | 6.7 | | | |
| | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

ダンプトラック運搬工(4t使用) 1m³ 代 価 表

第4号

| 種 別 | 形状寸法 | 単 位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|------------|------|-----|-----|-----|-----|--------|
| | | | | | | |
| ダンプトラック運転工 | 4t | hr | | | | 第8号代価表 |
| | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

水替工

1式代価表

第5号

| 種 別 | 形状寸法 | 単 位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-------------|------|-----|------|-----|-----|---------|
| | | | | | | |
| 潜水ポンプ運転工 | | 日 | | | | 第9号代価表 |
| | | | | | | |
| 潜水ポンプ据付・撤去工 | | 回 | 10.0 | | | 第10号代価表 |
| | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

仮設工

1式代価表

第6号

| 種 別 | 形状寸法 | 単 位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|----------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | | |
| 交通誘導警備員B | | 人 | | | | |
| | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

クレーン付トラック運転工(4t積 2t吊使用) 1日代価表

第7号

| 種 別 | 形状寸法 | 単 位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-------------|---------------|-----|-----|-----|-----|------|
| | | | | | | |
| 軽油 | | ℓ | | | | |
| | | | | | | |
| 一般運転手 | | 人 | | | | |
| | | | | | | |
| クレーン付トラック損料 | 132kw 4t積 2t吊 | 時間 | | | | |
| | | | | | | |
| 計 | | | | | | 1日当り |

ダンプトラック運転工(4t使用) 1時間代価表

第8号

| 種 別 | 形状寸法 | 単 位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-----------|----------|-----|-----|-----|-----|-------|
| | | | | | | |
| 軽油 | | ℓ | | | | |
| | | | | | | |
| 一般運転手 | | 人 | | | | |
| | | | | | | |
| ダンプトラック損料 | 135kw 4t | 時間 | | | | |
| | | | | | | |
| 計 | | | | | | 1時間当り |

潜水ポンプ運転工

1日代価表

第9号

| 種 別 | 形状寸法 | 単 位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|---------|---------|-----|-----|-----|-----|------|
| | | | | | | |
| 軽油 | | ℓ | | | | |
| | | | | | | |
| 清掃作業員 | | 人 | | | | |
| | | | | | | |
| 潜水ポンプ損料 | φ 150mm | 日 | | | | |
| | | | | | | |
| 発電機損料 | 20kVA | 日 | | | | |
| | | | | | | |
| 計 | | | | | | 1日当り |

潜水ポンプ据付・撤去工

1回代価表

第10号

| 種 別 | 形状寸法 | 単 位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-------|------|-----|-----|-----|-----|------|
| | | | | | | |
| 普通作業員 | | 人 | | | | |
| | | | | | | |
| 計 | | | | | | 1回当り |

弁室内清掃等業務委託標準仕様書

第1章 総 則

1 適 用 範 囲

本標準仕様書は、弁室内清掃等業務委託に適用する。

2 用 語 の 定 義

この仕様書において、次の各号の掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

ア 指示とは、当局の発議により監督員が、受注者に対し監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し実施させることをいう。

イ 承諾とは、受注者側の発議により受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。

ウ 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

3 法 令 の 遵 守

(1) 受注者は、作業を施行するに当り、法律及びその他の関係法令、条例、規則、委託契約約款等並びに当市が他の企業等と締結している協定を厳守すること。

(2) 使用人に対する諸法令等の運用、適用の受注者が費用を負担し責任をもって行うこと。

4 手 続 き 及 び 提 出 書 類

(1) 受注者は、契約締結後すみやかに道路使用、作業中の道路交通について、関係官公署に届出て、許可を受けなければならない。

(2) 受注者は、契約締結後すみやかに次の書類を提出し承諾を受けたのち着手すること。

ア 管理技術者届及び業務従事者名簿

イ 委託業務実施計画書

ウ 委託業務計画書

(3) 作業が完了したときは、すみやかに次の書類を提出すること。

- ア 委託業務実施報告書
- イ 作業の記録写真
- ウ 完了図書一式
- エ 支払請求書及び明細書
- オ その他監督員が指示するもの。

5 現 場 体 制

- (1) 受注者は、作業の技術及び経験を有する管理技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- (2) 受注者は、善良な作業員を選び、秩序正しい作業をなさしめ、かつ熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を使用しなければならない。
- (3) 受注者は、適正な作業の進捗を図り、十分な数の作業員を配置しなければならない。

6 地 先 住 民 と の 協 調

- (1) 受注者が、作業に当地先住民等と協議を必要とするとき、又は要望、交渉があったときは、遅滞なく監督員に申し出て指示をうけ、誠意をもって協議し、その結果は、すみやかに報告すること。
- (2) 受注者は、いかなる名目であっても、地先住民からこの作業について報酬等をうけてはならない。作業員等の上記行為については、受注者がその責任を負うものとする。

7 損 害 賠 償 及 び 補 償

- (1) 受注者は、工作物に損傷を与えたときは、ただちに監督員に報告し、その指示によるとともに、すみやかに原形に復旧しなければならない。
- (2) 受注者は、作業に当地先住民等と協議を必要とするとき、又は要望、交渉があったときは、遅滞なく監督員に申し出て指示をうけ、誠意をもって協議し、その結果は、すみやかに報告すること。

8 工 程 管 理

- (1) 受注者は委託業務実施計画書に従い、あらかじめ監督員と協議して実施工程表を作成し提出すること。
- (2) 工程管理は、前項の実施工程表により、適正に行うこと。
- (3) 予定の作業工程と実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて作業の円滑な進行を図ること。
- (4) 作業実施の都合上、祝、祭、休日又は夜間の作業を行う必要がある場合は、あらかじめその作業内容、作業時間等について監督員の承諾を得ること。

9 作 業 記 録 写 真

受注者は、次の各項目に従って、作業記録写真を作成し、作業完成時には、工種ごと工程順に編集したものを、作業記録写真帳に整理し、完成届に添付して監督員に提出すること。

- (1) 弁室内から、作業前後の状況を同一方向で撮影すること。
- (2) 作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- (3) 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象および受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (4) 1枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、張り合わせること。
- (5) 写実は、原則としてカラー撮影とすること

第 2 章 安全管理

1 保安設備の設置及び現場管理

- (1) 作業中は、安全施設標準図に準拠するとともに、現場環境に対応した十分な保安設備を施すこと。
- (2) 作業中の交通安全確保のため、保安要員を配置し、第三者にもわかるような腕章を着用させること。なお、1日当たり2箇所清掃、1箇所当たり2人の保安要員の配置を標準とする。
- (3) 現場内の整理整頓、その他現場管理には細心の注意を払うこと。

2 作業員の安全管理

- (1) 受注者は、この作業に当っては常に細心の注意をはらい、滞留する有毒ガスあるいは酸素欠乏等に対しては、十分な事前調査及び対策を講じ、事故の防止及び作業員の安全を図ること。
- (2) 作業に使用する器材は、常に点検し、安全な整備をしておかなければならない。
- (3) 万一事故が発生したときは、緊急連絡体制にしたがい、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置をとること。

第3章 清掃作業

1 清掃作業

(1) 作業時間

作業に当っては、道路使用許可条件を厳守すること。

(2) 土砂の清掃

ア. 清掃箇所及び土砂の量 (m³) は下表のとおり。

| 番号 | 場所 | 土砂の量 | 備考 |
|----|---------------------|--|----|
| 1 | 川越市大字菅間 1170-1 地先 | $2.90 \times 4.60 \times 0.20 = 2.668 \text{ m}^3$ | |
| 2 | 川越市大字菅間 1160-1 地先 | $2.00 \times 2.90 \times 0.05 = 0.290 \text{ m}^3$ | |
| 3 | 川越市芳野台 2 丁目 8-54 地先 | $1.59 \times 2.86 \times 0.05 = 0.227 \text{ m}^3$ | |
| 4 | 川越市大字鹿飼 1323-1 地先 | $1.65 \times 2.90 \times 0.15 = 0.717 \text{ m}^3$ | |
| 5 | 川越市大字寺井 249-1 地先 | $1.39 \times 2.50 \times 0.07 = 0.243 \text{ m}^3$ | |
| 6 | 川越市大字寺井 240-1 地先 | $1.41 \times 2.51 \times 0.10 = 0.353 \text{ m}^3$ | |
| 7 | 川越市大字北田島 634-1 地先 | $1.40 \times 2.51 \times 0.15 = 0.527 \text{ m}^3$ | |
| 8 | 川越市大字石田本郷 636-1 地先 | $1.41 \times 2.50 \times 0.30 = 1.057 \text{ m}^3$ | |
| 9 | 川越市大字石田本郷 636-1 地先 | $1.40 \times 2.51 \times 0.10 = 0.351 \text{ m}^3$ | |
| 29 | 川越市大字古谷上 162-1 地先 | $1.66 \times 2.87 \times 0.05 = 0.238 \text{ m}^3$ | |

合計 6.671 m³ (≒6.7 m³)

イ. バタフライ弁や水道本管に堆積している土や埃を洗い流す。

ウ. 洗い流した土や弁室内に堆積している土砂等を回収する。

(3) 土砂の運搬

回収した土砂等を処分場に運搬し、積み下ろしをする。

ア. 水分の多い土砂については、水切り等の処置をし、途中漏落しないような措置をとること。

イ. 運搬車の使用に当っては、土砂の流出、飛散するおそれのない構造の車を使用すること。

第4章 その他

1 作業の完了

(1) 清掃作業により発生した土砂は、確実に弁室外に搬出し、処分されたことを当局検査員の検査をもって作業の完了とする。

(2) 調査作業を完了し、所定の成果品が提出された後、当局検査員の検査をもって完了とする。

2 検 査

(1) 完了検査には、受注者又は代理人が必ず立ち合うものとする。

(2) 検査は、受注者の提出した日報、写真、完成図書等に基づいて行うが、万一不完全な箇所があった場合には、再度の清掃を行うこと。尚、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

(3) 検査は、川越市上下水道局契約規程、契約書等により行う。

3 特に定めのない事項

(1) 契約書、仕様書及び設計図書等に、特に明示していない事項で、作業の実施上当然必要な事項については、受注者の負担において処理すること。

(2) その他特に定めのない事項について協議を必要とする場合は、速やかに監督員に報告し指示を受け処理すること。